

平成27年12月7日

答申第642号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成26年4月のNHK情報公開規程の改定を24年度にあてはめた場合のNHKの負担軽減額について開示の求めがあった。

NHKは、現在のNHK情報公開規程を24年度にあてはめた場合のNHKの負担軽減額に関する文書を作成しておらず、文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、26年4月から、NHK情報公開制度を利用する視聴者に経費の一部を負担していただくことにしたのは、受信料の『公平負担』の観点からであり、NHKの負担軽減を目的としたものではないことを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年12月7日（第229回審議委員会）

第663号諮問、審議、答申